

後期水戸学における「世襲」

—— 幽谷・正志齋・東湖を中心に ——

武石智典

はじめに

「世襲」は、親の位官を引き継ぐこと⁽¹⁾である。江戸時代において「士」に限らず農工商においても「職分」の継承が基本であり、一部例外はみられるものの、多くは親の職分を引き継いだ。ここでいう異なる場合とは、幕府や藩に金銭や能力により貢献し、功績が認められ、苗字帯刀が許され、更には武士として取り立てられることである。このような事例は幕府や藩を問わず行われてきたが、あくまでも少数であり、多数は代々仕えてきた士分の世襲である。江戸時代を通じて各藩における政争は多々あり、その要因の一つに譜代と新参という出自による対立があった。江戸時代末期における水戸藩の政争⁽²⁾も、尊王と佐幕という対立のみに集約するものではなく、藩を挙げての事業である『大日本史』編纂を担った彰考館の学者たちと、世臣たる累代の藩士との争いという側面

があつた。

当時の葛藤について瀬谷義彦氏は「幽谷の、身分制によって固定された門閥世家、重職の藩士らに対する不信感⁽³⁾は、その後も一貫して消えることはなかった。」と指摘し、後期水戸学を代表する学者である藤田幽谷は、譜代の藩士、ひいては世襲について不信感を懐き、幽谷以降の門下においても「封建身分制の矛盾を指摘し、それが藩政に不利であることを強調する態度は、正志齋や天功においても同様⁽⁴⁾と述べている。このように新参の学者たちが世襲を批判する理由を「彼らの藩政参加は、実力に応じた役職が与えられるような藩政に近づくためにも絶対必要だったのである。」⁽⁵⁾からとする。つまり、藩内の主導権を争う中で生まれた権力闘争とする理解である。

このように後期水戸学を考える上で世襲が問題となつたのは、学者の多くが譜代の家柄の者ではなく、彰考館で学才が認められ士分に取り立てられた者であつたことにある。彼ら

は、多くの藩士と異なり、先祖の功績によってではなく自己の能力が認められて拔擢された存在である。しかし、士分になったとしても、藩内の少数派であり、家柄で社会的地位が定まる身分制度を受容することになる。つまり後期水戸学者たちは、才覚により武士となったものの、その才が直接的に通用しない武家社会を生きざるを得なかったのである。その中で、出自によって役職他すべてが定まる制度下の譜代の者たちとの協調を目指したのか、それとも変革を目指したのか明らかにすることは大きな意義がある。

そこで本稿では、後期水戸学の中心をなした藤田幽谷、會澤正志齋、藤田東湖の三者がいかに世襲を認識し、共存または変革を志向したか。更には、学問的な特色である彼等の尊王論にいかなる影響が見られるのかについて考察を試みる。

幽谷における「世襲」

後期水戸学を形成した藤田幽谷は士分以外から才能により取り立てられた人物として知られている。幽谷は安永三年（一七七四）に水戸の古着屋を営む与衛門言徳の次男として生まれた。幼い頃から、学問を好み詩才の高さが評価され、後に彰考館総裁となる立原翠軒の門下となり、翠軒の推挙で天明八年（一七八八）に御用部屋小僧となり、寛政三年

（一七九二）に歩行士列になり下級ながら「士」となった。このように「能力」によって士という身分を手に入れており、「世襲」が当然とされた時代において稀な存在であった。

幽谷は身分について「正名論」の中で「君臣之名、上下之分、正且嚴、猶天地之不可易也。」（君臣の名、上下の分、正しく且つ嚴なるは、なほ天地の易ふべからざるがごときなり。）とし、「君臣」の關係は不変として尊重する。これは、両者の關係を絶対視するものである。他方、臣の序列、役職や禄高が高い者を君主に次、尊重すべきとするのではない。文化四年（一八〇七）に水戸藩主徳川治紀に提出した政策提言書の「丁卯封事」で、「今の勢にては中山・山野邊・鈴木三氏の大名分は格別其已下は段々に譜代の家来も無之萬一之節は千石取も御切米取も同前の姿に御座候。」（「丁卯封事」とし、大名格を有する御附家老の中山氏、代々の家老の家柄である山野邊氏、鈴木氏は別として、万一、藩に一大事が起れば、千石の高禄の藩士も、御切米取りの下位の藩士も同様の働きが求められると主張する。つまり、「譜代」「新参」、禄高の高下という枠組みに関わらず、藩に奉公する点では同じ藩士であると述べている。現況の水戸藩士の状況を以下のように理解している。

今自大臣至胥吏、皆不敢専力其職。職事有失、則曰是非

我罪也。我有所稟之也。委任不明、黜陟莫施。故委瑣齷齪之人、反得久其任、累歲積月、增祿進位。奇偉倜儻之士、常苦於掣肘。

今、大臣より胥吏に至るまで、皆、敢て其の職に専ら力めず。職事失あらば、則ち是れ我が罪にあらざるなりと曰ふ。我之を稟くる所あるなり。委任明らかならず、黜陟施すなし。故に委瑣齷齪の人は、反て久しく其の任を得、歳を累ね月を積み、祿を増し位進む。奇偉倜儻の士は、常に掣肘に苦しむ。

(「丁巳封事」)

この寛政九年(一七九七)の「丁巳封事」では、現今、「大臣」から「胥吏」に至るまで、その職に尽力せず、過失があつても自己の責任としない。役職の異動も行われないため、とくに優れてもいない小人物が、長く役職にあり、歳月を重ねて、祿を増し、位が高くなる。一方、能力が抜きんでた人物は、常に譜代の妨害に苦しんでいると述べられている。幽谷は当時水戸藩で、身分の高下を問わず藩士が職責を全うしない理由を評価基準にあるとしている。つまり、祿の増減、位の高下がそのまま能力を反映しておらず、単に長く同じ職位を勤めたかどうかによって現状に問題の所在を求めている。このような年功評価が、結果として有能な藩士の登用を妨げていると論難している。これは世襲批判であり、より明

確に言及しているのが次の箇所である。

縦十年二十年乃至四十年五十年又は百年勤めたりともたゞ碌々として員に備るのみにて所部の戸口も増さず田野も闢かず風俗も美ならずあらはれたる大功なき人へ年数のみにて子孫に伝ふる世祿を与ふべき謂れなし、かやうの輩に年功によりて加増ある故に知行引はりたらずして自由に賢才を挙ることあたはず。

(「勸農或問」)

幽谷はたとえ百年勤めたとしても、大きな功績がない人に仕えた期間が長いというだけで世襲の祿を与える理由はないとしている。目立った功績もなく、長期間勤めていただけの者に加増するために、知行が足りず、賢才を用いることができなしいとしている。ここで重要なのは、幽谷が仕えた年限を全く評価せず、功績の有無のみを重視していることである。つまり、譜代として何代も水戸藩に仕えようと、今現在、功績がなければ藩士とするに足りないのみならず、優秀な人材登用の妨げでしかないとしている。幽谷は優れた人材が世襲のために用いられていない事例を以下のように挙げている。

夫当今之制、大夫之子、恒為大夫。士之子、恒為士。尊

官厚祿、未易遽致。人人而知之。今在子方之上者、皆以門地資蔭、則猶有可誘。若論其才、則子方豈敢出數子下哉。

夫れ当今の制は、大夫の子、恒に大夫為り。士の子、恒に士為り。尊官は祿厚し。未だ遽かに致易からず。人人之を知る。今、子方の上に在る者は、皆門地資蔭を以てすれば、則ち猶ほ誘るべきものあるがごとし。若し其の才を論ずれば、則ち子方豈に敢て數子の下に出でんや。

〔上総裁〕

大夫の子は大夫となり、士の子は士となる。家柄が良くなければ能力があつても高い職位に就くことは容易ではないと知られている。この藩内の状況を理解した上で、自分と同じく彰考館に勤める子方こと、杉山子方が世襲の犠牲となり重く用いられないことを批判している。子方より職位が上の者は、出自によつて得たものであり、現実には学才は劣つているとし問題視している。この批判からも分かるように、幽谷は家が譜代か否かより、個人の才覚を上位においており、先祖の功績により職位が保証される既存の制度への明確な懷疑が表われている。

後、は世祿の家よりも賢材出まじき物にも無之候へども

只今までの養ひ様悪敷候故急には役に立申間敷候。さて下位の人よりは時勢不可に候へどもそれは随分相應の役方可有御座候。

〔長久保赤水宛書状〕

後には「世祿の家」、つまり譜代においても優れた人材が生まれるかもしれないが、今は育成の仕方が悪く、すぐに役に立つ人材はいないと断じている。身分が低い者の中では「時勢」、つまり今は登用される環境にないが、有為な人物は存在しているのだと述べている。ゆえに、幽谷は個々人の才知に重きをおき、世臣が有する先祖の功績や仕えた期間という今まで評価されてきたことを顧みない。ただ、代々の世臣をその家柄から排除すべきとしたわけではなく、今の「養ひ様」が悪いことが問題であり、彼自身、治世に役立つか否かで評価すべきとしている。

ここまで幽谷の世襲についての理解をみてきた。先祖の功績や仕えた期間による評価、才覚があつても用いられない現状を問題視し、改善することを提唱している。こうした考えの根幹には、単に自己や周りが低い身分から取り立てられた故の、門閥大身への対抗意識というよりも次に挙げる学問観があつたと考えられる。「今之学者、或以文辞為業、或以博洽為學。曼衍以窮年、若用力於経芸者、厘厘乎無幾。(今の学者、或ひは文辞を以て業と為し、或ひは博洽を以て学と為

す。曼衍して以て年に窮し、力を経芸に用ふる者のごときは、厩厩として幾も無し。」（与小宮山君）」と、今の学者は、文章の作成や博識を学問とし、学んだことを治世にいかす「経藝」に力をいれるものはほとんどいないと見る。幽谷は学問を実際の政治に活かす経芸をこそ真の学問と考えた。ために、君臣構造の絶対化を図りながらも、一方で、治世に役立たない家柄や仕えた期間という世臣の特性、更にはこれを可能とする世襲制度を評価しない。のみならず、政治を担う才能ある者の登用や昇進を阻む現状があるために問題視し、改革を試みようとしたのである。

正志齋における「世襲」

幽谷はその治世観から、職責を果たさずに高位高禄を食む譜代、世襲という制度に対し批判的な姿勢を示した。才能ある者が藩政を担えるように改革すべきという理念であった。ここでは、幽谷の高弟であり、その著書『新論』で水戸学の名を高めた會澤正志齋の主張について見てゆく。正志齋は、師とは異なり身分の点では士分であった。しかし、士とはいえず下士で、それも父の代からであり、譜代の藩士とは異なっていた。つまり正志齋は、武士以外からの登用ではなく、下位層から学才により用いられていたのである。そのような出

自の面から代々の藩士、世襲を次のように理解している。

厚禄の子弟は梁肉に飽き逸楽に習ひ、日日僮僕婢妾に親狎し、身体軟弱志気昏惰になり、戦陣に用ふべからざるのみならず、治平にも古今に暗く、人情に通ぜず、政事に達せず、諸士の頭役となりても、命令申出の取次をするのみにて、組支配を治め、且つ教ふる事能はず。尊爵厚禄を寝取にして、国家の蠹害となるのみ……（『泮林好音』）

世襲によつて高位高禄を受け継ぐ藩士は、日々贅沢な生活を送り、心身共に脆弱である。ために、「戦陣」にも「治平」にも役に立たない。つまり、武士が求められる合戦での働きや平時における為政者としての役割も果たし得ない。ゆえに単なる国家の害であると断ずる。こうした世臣に対しての批判的姿勢は師の幽谷から受け継ぐものの、世襲理解については、異なっていた。

正志齋は世襲について「郡県」と「封建」で異なるとし、制度の違いに着目する。「郡県の制にては、匹夫より起て宰相にもなる事なれども、封建にては士大夫皆世禄にて、賢才を下より挙げる事容易ならず」（『泮林好音』）とし、郡県の制であれば、低い身分からでも能力でどのような高い位にも

就ける。しかし封建の制では、世襲が当然であり、優れた人物を登用することは容易ではないとする。これは、制度の長短を論じ、出自によらず能力により評価される郡県制を是として、それへの移行を求めるものではない。「封建の世は士大夫皆世禄に候間、郡県の世に人材を自由に拔擢候時と違ひ、厚禄の子弟を教育致し候事専務に御坐候。」(『洋林好声音』)と提示している。つまり、封建の世では、郡県の世と異なり人材を能力によつて自由に登用することができない。ゆえに、優先されるのは政治を担う高位高官の子弟を教育する人材養成にあるとしている。その上で、身分に応じた学問を身につけるべきとし、「又人人の学問も其位に依て差等あるべし。譬へば平士の心掛る所と、少年力学の者の志す所と、国制に与るべき人とは各差別あり」(『洋林好声音』)とする。一般の藩士や、若く学問に意欲あるもの、世襲の高位の藩士では学問に差別があつて然るべきとする。職位によつて求められる学問はそれと異なり、高位であればあるほどより高度な学問が必要となるためである。この点から分かるように、幽谷の能力に応じて職位を与えるべきとする見解とは異なり、職位に応じた能力を教育により身につけさせるべきと捉えていた。

正志齋は人材登用における、家柄と才覚について次のように述べている。

世禄ノ人ヲ用ルモ、下ヨリ賢ヲ擧ルモ、何レモ一得一失アリ。一偏ニ論スヘカラズ。サレトモ封建ノ世ニハ、世禄ヲ用ルコト自然ノ勢ナレバ、其子弟ヲ教立テ、国家ノ用ヲ為サシム。舜ノ冒子ニ教ヘ、周ノ国子ニ教フル、是レナリ。教ヘテコレヲ用フル故、大臣ヲシテ用ヒザルニ怨マシメズト云フナリ。又下ニ賢才アレバ、擧用フ。舜ノ數姜明試、周ノ賢能ヲ賓興スル、是レナリ。若シ君徳明カナラザレバ、世禄モ賢モ擧ルモ、其弊ハ同シキナリ。富貴ノ子ハ、奢侈佚楽ニ習ヒ、私門ヲ営ミ、權勢ヲ張リ、儉勤愛民ノ政モ、己カ欲セサルコトハ、百万妨害ヲ為シテ、仁政ヲ行フコトヲ得ズ。世禄ノミ善シトスルハ、一偏ノ論ナリ。徳ト位トハ車ノ両輪ノ如シ。偏廢スベカラズ。

(『読葛花』)

人を用いる上で、出自と能力、どちらも一長一短があるとす。一方に偏つて論ずべきではない。その上、封建制度である以上、世襲があることは自然の成り行きであり、むしろ世臣の子弟を教育し、有益な人材へと育成すべきとする。出自、才知それぞれ古くからあり、どちらの登用方法も、君主が賢明でいなければ意味を成さない。生まれながらに富貴な者は、贅沢に慣れ、派閥を作り、家格を誇つて施策の上でも

私益を優先するゆえに仁政を行い得ない。ここから譜代のみを善とするのは偏っており、下からも優れた者を取り立てるべきとする。つまり、片方に偏することを戒めるのである。

このように正志齋の世襲において譜代の藩士を評価していないことは明らかである。しかし一方で、彼は師と同じく、才覚に応じた職位を与えられる環境への改革を主張しない。それは世襲の理解が異なるためと考えられる。幽谷は君臣の別は絶対であるとし、その関係は不変であるが、臣下の間は上下を問わない。他方、正志齋は人材登用の在り方を郡県と封県の制度の違いに求めている。つまり、能力による登用は歴史的に見れば中国において封建から郡県へとの移行の際に現れたものであるが、正志齋においては天皇、もしくは將軍へ直結するかどうかの士の意識に関わるものであった。つまりは、究極的には介在する水戸藩、更には藩主の否定へと繋がり得るものであった。こうした点で、代々仕えてきた藩士に対する不満を懐きながらも、譜代の家柄を認めた上で、才覚による登用との共存を目指したのであった。加えて、出自に對する次のような認識が背景にある。

君二生レ大夫・士二生ルルハ、天ヨリ授リタル自然ノ位ナリ。其位位ニ相当シテ天職ヲ治ルニ非ザレバ、君徳臣徳ト云ベカラズ。人ニ各各智愚賢不肖アルハ、其人自

然ノ天徳ナリ。是ヲ相應相應ニ役儀ヲ申シ付ケ、民ヲ治ル手伝ヒヨサスルハ君徳ナリ。己ガ智愚賢不肖ニ随テ相應相應ノ手伝ヒヨスルハ、臣道ナリ。〔人臣去就説〕

君主として生まれるのも、臣下に生まれるのも天が授けたものである。ゆえに、その位に応じて職分を全うすべきである。その上で、人には自然と賢愚があり、各々生まれつき異なつた能力に合わせ、力を発揮すべきとする。重要なことは、天より授けられた自然の位があり、その位に応じて職分を治めるとし、加えて、賢愚に従い役儀を与えるべきとしていることである。つまり、能力が優れていれば、出自を問わず用いるべきとするのではなく、それぞれの家柄をみつづ、才能を吟味し任せるとする。

正志齋は、無条件に譜代の藩士を高く評価するものではない。これは師の幽谷と同じである。しかし、世襲に対する理解は異なつていた。郡県と封建という制度の違いに着目し、封建である以上は、世襲は、受け入れざるを得ないとした。郡県を目指すことは藩、更には藩主への否定へと繋がるためである。ゆえに、譜代と才覚の両立を提唱したのであった。この背景には、家柄は天の自然の位であり、これを前提とし力に應じ職分を尽すべきと考えたためである。そのため彼は直截には出自より才能を優先すべきとはしなかつた。家柄、

能力は両輪のように相互に尊重すべきとしてはいるが、正志齋としては時代の制約上、家格にも配視せざるを得なかつたのである。

東湖における「世襲」

幽谷は君臣の別を明らかにした上で、臣下間の上下を問わなかつた。そこから彼は世襲からの変革を求めたのである。

一方、正志齋は、師と同じく譜代の情弱さに対し厳しい目を向けたのだが、郡県・封建の制度の理解や、家柄を自然の位とする考えから登用においては能力のみでなく出自をも勘案すべきという姿勢をみせた。

藤田東湖は先に論じた幽谷の後嗣であり、正志齋とともに後期水戸学を代表する学者であるとともに、水戸藩主徳川斉昭のもと藩政改革を推し進めた人物としても知られる。東湖に着目するのは、その特殊な出自のためである。幽谷のように士以外からその学才から登用されたものではなく、また正志齋のように下士とはいえ士分であつたわけでもない。出仕時は、藩を代表する学者の子息であり、彼は父への畏敬をもつとともに、成り上がり者と蔑視を受けなければならぬ環境にもあつた。世襲については、名刀を諭えに次のように述べている。「昔巧勞ありし先祖に與へたる祿もて今の不文不

武の子孫を扶持する事正宗の名刀買べき料もて鈍刀をかひたるに異らず」(『常陸帯』)とし、功績のあつた先祖に与えた世祿を、学問も武芸も励まぬ子孫に与えることは、名刀の費用で鈍刀を買うに異ならないとする。つまり「不文不武」、学問も武芸にも才覚のない者に、先祖の功績のみで多くの祿高を与えるべきではないと批判する。その上で、世襲を以下のように理解している。

治れる世には強きも弱きも勤るも怠るも、いと悪きわざだにせざれば家をつぎ祿を世々にするさまにしあれば諸士の子弟自ら怠りて文武の道をも励まず、其子弟やがて家をつぎぬる故、君に事るも職を守るも唯人なみに備りたるのみて其道に暗きは浅ましきわざなり。(『常陸帯』)

太平の世では能力の高低や精勤の如何に関わらず、とくに大きな問題を起しさえしなければ、家督を継ぎ、世祿を子孫に伝えることができる。ために、譜代の子弟は怠けて学問や武芸に励まず、成長して藩士となり仕えたところで、人並みでも十分に職分を行ない得ない。つまり、東湖は世襲による地位の安定が結果として、武士としての本分たる「文武」を怠るようになるとしている。加えて、当時の水戸藩では、「今上ニ立ツノ人ハ、善ヲ聞ケドモ喜バズ、悪ヲ聞トモ怒ラ

ズ、又引立チモセズ、沮ミモセズ、下ノ人ニサゲスマレザルヤウニトノミ心掛ルユヘ、下ニテモ其心ヲハカリシガタク、存分言ベキコトモ扣ヘ、材能アルモノモ容易ニ働カザルヤウニナリユクナリ。」(「壬辰封事」とし、今の上に立つ身分が高い人は、賞罰を行わず、ただ下の身分の者から蔑まれないようにとのみ心掛け、下の者は、言うべき事を控え、力も存分に發揮しない。このような現状の背景に世襲による身分の安定を見た東湖は、この状況の打破のために積極的に出自の低い軽格の登用を進めるべきとする。

古は年寄奉行の職其人を擇み多くは両番頭より年寄を兼ね小番頭より奉行を兼たり。今より見る時は其位卑くして人侮らるべきやうなれども、其頃は重き評議ある毎に城代より番頭に至る迄列坐して各意見を述べ事を計りぬるを年寄奉行夫れぐに請答へ道理を以て人を服せしむる程の才徳ある故年寄奉行の位卑くしと雖ども諸人は是を侮る事もなかりしに大夫の子は常に大夫となるといへる如く其家にだに生るれば其才徳なき人も政をとり行ふ事に成行き其位卑ふしては人に侮らるゝにぞ、年寄は必ず大寄合頭の上に列し若年寄は両番頭の上に列し城代頭番頭列坐して事を議る古例も絶へてなき事となりぬ。されば政を執る者日々に下情にうとく何事をも辨へざる。

(「常陸帯」)

藩の成立期には、年寄・奉行という職は能力を加味した上で、選ばれていた。重大な評議に關しては、城代から番頭に至るまで議論し、年寄・奉行もこれに加わつた。本来、年寄・奉行は藩政に参画するには位が低いものの、能力が認められており侮られるようなことはなかつた。このように本来は各々能力を發揮し職分を全うしていた。ところが時代を経るにつれて、能力によって用いられず、家老の子はその才覚の有無に依らず家老となり藩政を担うようになる。

東湖は、このように世襲により藩政を一部の家柄で占めるようになると、執政者は領民の実情も分からず、藩の情勢も理解し得ない。東湖はこれらの要因以外にも軽格を藩政に迎える利点を次のように論じている。

扱政事にあづかる者は自ら權威を振ひ奢侈になり易きは和漢同じ事なるに、其身、位卑くければ常に道理をもて大身の人に勝たんと思ふ故其患少し。たとひあしき事ありても其人を退くる事も易し。(「常陸帯」)

政治を行う者は、權威を振ひ奢侈に耽り易い。ただ、身分が低く取り立てられた新参であれば、道理において譜代に勝

ろうと考えるだけなので、間違いを犯す心配が少ない。過ちを犯しても新参であるため退けることも容易であるとしている。東湖は世臣と軽格の対立構造をより明確にし、軽格の者が藩政を担うことの有益性を説く。これらから自己の立場を才覚により用いられた者と認識していることが分かる。その見方をよりはっきりと示すのが次の文である。

さて新に擢でられ用ひられし人々は山野邊兵庫、渡邊半助、鶴殿平七、戸田銀次郎、武田彦九郎、小宮山次郎左衛門、青山量助、會澤恒蔵、立原甚太郎、友部正助、酒井市之允、田丸稻之衛門、山口頼母、多田傳右衛門、川瀬七郎右衛門、杉山千太郎、吉成又右衛門、山國喜八郎、原田兵助、鈴木庄蔵、深澤甚五兵衛、石川徳五郎、金子孫二郎、今井金右衛門、及び彪等これなり。其外進め用ひ給ふ人猶多かれどもこゝには御代の初二年三年の間に擧げ給ふ人のみかぞへ、しかも大夫の子にて大夫になりし類ひは記さず唯人才を用ひ給へるあらましを述るなり。

〔常陸帯〕

ここに列挙された名は、水戸藩主斉昭が襲封して以来、能力から藩政に参画させた藩士である。つまり、藩主へと運動をした幽谷門下やこれに近い人士であり、山野邊や一部例外

はあるものの多くは軽格の出身のものである。そして世襲ではなく才知により取り立てられた者としている。敢えて世襲の藩士の名をここで記さないことから、東湖の譜代に対する認識とその競争心が読み取れる。ではなぜこのように敵愾心を懐き、能力による登用を目指すのか。

今夫国中士大夫沐浴太平之沢、儼然称親藩麾下、而飽食暖衣、佚樂是耽。其常言曰、苟不為惡則可以保祿秩。甚則曰、租入甚減、何農夫之無狀也、廩米稅惡、何有司之鄙吝也、嗚呼、其租入孰賜之、廩米孰給之。若其不為惡者、樵夫牧豎蟹戶鱈丁之所当然、樵牧蟹鱈、不収租入食廩米、而終身矻矻、從事於山海林野。巨室世家則食而忘其事、僅以其不為惡比於蟹鱈樵牧之民。不亦可憫乎。

今、夫れ国中の士大夫は、太平の沢に沐浴し、儼然として親藩の麾下と称し、飽食暖衣して、佚樂に是れ耽る。其の常言に曰く、苟しくも惡を為さざれば、則ち以て祿秩を保つべし。甚しきは則ち曰く、租入甚だ減ず、何ぞ農夫の無狀なるや。廩米稅惡なり。何ぞ有司の鄙吝なるや。嗚呼、其の租入孰か之に賜ひ、廩米、孰か之を給ふ。其の惡を為さざる者のごときは、樵夫牧豎蟹戶鱈丁の当然とする所なり。樵牧蟹鱈は、租入を収め廩米を食まらず。而して終身矻矻として、山海林野に従事す。巨室世

家なれば則ち食みて其の事を怠り、僅かに其の悪を為さざるを以て蟹麩樵牧の民に比す。亦た憫むべからずや。

〔弘道館述義〕

今の譜代の藩士は、太平な時代に慣れて、親藩に属することを誇り、飽食暖衣の生活を送る。その上で、常に悪事を為さなければ、家を保つことができるとする。のみならず、年貢の減少を、農民の怠惰さとし、給米の少なさを藩のせいとする。このような「巨室世家」に対し、終身、農事や漁事に身を費やす領民を思つて、東湖は憤りを感じるのである。つまり、先祖の功績で不文不武にも関わらず、貴位高禄を甘受し、それを支える領民を顧みない譜代の武士、それを許す世襲という制度を改めるために、藩政を自派で掌握し、理想とする政治の実現を目指したのである。

東湖の世襲理解は、同門の正志齋と異なり、父の幽谷の認識を継承したものである。ただ、そのまま受け継いだというより、より先鋭化した傾きがある。代々の譜代より才氣の有る者が優先されるべきという意識がよりはっきりと述べられている。その背景として、まず、藩内に同門の者が多数居り、藩政の現状に対し問題意識を共有して派閥をなしていたことが挙げられる。さらに、次期水戸藩主の座を巡つて、將軍家からの養子を迎えようとする譜代と、先代藩主の弟であ

る斉昭を推す幽谷門下をはじめとする軽格の争いがあったためである。この争いが対立構造をより深め、東湖の世襲観に影響を与えた。

斉昭の襲封における「世襲」

ここまで、幽谷、正志齋、東湖の世襲理解を見てきた。一様に譜代の藩士に対し批判的であり、能力により評価すべきという認知は共通している。しかし、世襲を封建制度の延長性として捉え、その中で世臣と新参の共存を目指す正志齋、治世のため、出自のみによる門閥政治の打破を志向する幽谷、東湖親子では同じ後期水戸学者でもその認識は異なるものであった。

後期水戸学における世襲理解を考える上で大きな意義を有するのが徳川斉昭の存在である。まず、就封の過程の中で、後継を巡つて將軍家から養子を迎えようとする譜代、藩主の弟である斉昭を推す幽谷門下を中心にする軽格という対立構造を浮き彫りとなった。更には、門閥を中心とした藩政の中核に東湖をはじめとする有能な藩士を起用したこともあり、後期水戸学者の政治改革は先ずいて藩主ありきであった。以上を考えると重視すべきは既存の門閥政治ではなく、有才を重んじる君主であるとなる。では斉昭本人は世襲をいかに理

「解していたのか。「先君先祖の余慶にて、面々禄位を保ち居候処、年を経、世を歴るに従ひ、本を忘れ恩を忘れ候は、愚かなる事ならずや。」(「告志篇」)とし、先祖のお陰で今の職位があるのであり、代を重ねて、先祖の恩を忘れるのは愚かだとしている。ここに「威公(初代藩主徳川頼房)の血脈」を自負する斉昭の認識が窺える。このような理解ゆえに次のように述べる。

大臣の子弟は其父兄の故を以人も疎略に不致、無理をいひても其儘通し置候故、我まゝのみ増長し、小臣を見下し候類もありときく。大臣の子弟は行々政務にも預り、国の柱石ともなるべき身なれば、別して学問等をも励み、下情にも通達する様にと教ふべきに、左はなくて、幼年より貴きを挟む様に悪しく癖を付候は、よからぬ事なり。(「告志篇」)

譜代の子弟は、父兄の禄位のために、大切に扱われ、無理が叶う環境にある。ゆえに、わがままに育ち新参や軽格を見下すこともある。そうであつてはならず大身の子弟は、将来は藩政を担う身分であり、特段の教育をし、領民の生活にも通じるべきとする。斉昭も後期水戸学者と同じく権門の子弟の現状を問題視している。ただ、彼らと違うのは、功績ある

先祖に恥じぬようにということと、将来は藩政を担うことが約束された身ゆえに励むべきという理解であり、出自を能才より下位におくものではない。

もともと斉昭が將軍家の養子候補に勝ち、水戸藩主になれたのはその血統、先君の弟であり、藩祖の直系という点である。いかに自己を推戴する者たちが才知により取り立てられたとはいえ、譜代を能力の有無により評価することは、世襲という制度により藩主になり得た斉昭には自己否定することになりかねない。ゆえに、周囲の者とこの点については一線を画さざるを得なかつたのである。

つまり、斉昭自身の理解と周りの後期水戸学者との間には世襲についての見方には乖離があり、その差は埋まらず、藩政末期の混乱へと展開していく。

このように後期水戸学者の間においても、世襲と能力による登用の見方かなりの相違があることが明らかとなつた。

おわりに

後期水戸学における「世襲」理解について、幽谷、正志齋、東湖についてみてきた。加えて、後期水戸学者にとって転換点となる徳川斉昭の襲封とその家柄についての認識を確認した。幽谷やその門下に限らず、藩内において最も尊貴な出自

の斉昭さえも、水戸藩の譜代の藩士の職務への怠慢や、学問や武芸への不精については共通の認識があった。ただ、この問題に対していかに対応するかという段階において、各自の世襲に対する意識の差異が明らかとなるのである。

幽谷はその経世観から、才力のない譜代の子弟が家柄ゆえに高位高禄につき、更には能力のある新参の進出を妨げる現状を憂い、職位の均等が取られるべきだとした。一方、正志齋は、世襲について、郡県と封建の制度の違いに求め、封建社会である以上、職分の継承は受容せざるを得ないとの理解であった。その上で、出自も才能と同じく天から与えられたものであるため、代々仕えた門閥と才覚による軽格の共存・協力を主張した。東湖は父幽谷の考えを踏襲する形で、その考えを先鋭化させ、権門と成り上がりという対立構造のもと、不文不武の譜代の藩政からの排除を求める姿勢を鮮明にする。後期水戸学者と分類される三者においても、このような理解の相違があったのである。加えて、彼らと賛同者たちが運動し、藩主となった斉昭は、この問題意識を共有しつつも、幽谷親子の出自を問わない、才芸のみの評価の主張には躊躇を示し、代々仕えた家柄の子弟を教育し有為な人材へと育成すべきとした。

ここまでで確認したように、幽谷、正志齋、東湖において世襲の弊害についての認識は通底していたものの、対処につ

いては各自異なっていた。更に、最大の理解者たるべき斉昭も出自を問わず才知のみにより人事を評価し職位を与えるという意思までではなく、実行もしなかった。つまり、後期水戸学における人材登用の理解は、譜代に配慮しつつ、有能な新参の藩政進出を期するというに留まるものであった。ために、あくまでも藩内においてのみ門閥対軽格の争いに終始し、力量がありながらも出自により生かせないという社会全般の改革を目指すような思想は生まれ得なかった。尊王論においても、藩祖からの血統に保証された藩主を頂点とする藩構造を前提とした上の議論であり、幕府や藩を否定するまでには至らなかった。

本稿では、後期水戸学を代表する幽谷、正志齋、東湖の世襲理解、加えて、転換点となった斉昭の襲封とその家柄についての認識を明らかにし、その理解はあくまでも藩内に留まる限定的なものであり、幕藩体制を否定し得るものではなかったことを明らかにした。

ただ、武士の位置づけや世襲と関わりのある武士土着論については言及できなかったため、今後の課題としたい。

注

(1) 世襲は『後漢書』質帝紀に「四年春二月丙子、初聽中官得以養子為後、世襲封爵。」とあり、意義を同じくする世及については、『禮記』

禮運に「大人世及以為禮、城郭溝池以為固、禮義以為紀。」とあり、親の職位を引き継ぐことは禮に適う行とする。

(2) 水戸藩の政争については橋川文三氏「水戸学の源流と成立」(『藤田東湖』中央公論社一九七四年)を参照。

(3) 瀬谷義彦著「水戸学の背景」(『水戸学』岩波書店一九七三年)を参照。

(4) 同上。

(5) 同上。

(6) 立原翠軒(一七四四年～一八三三年)の儒学者、水戸藩士。名は萬、号は、東里、此君堂、致仕してから翠軒。宝暦十三年(一七六三)に彰考館に入り、天明六年(一七八六)に総裁となる。門人の藤田函谷と『大日本史』の編纂を巡り対立し、享和三年(一八〇三)に致仕する。

(7) 本稿で用いた文献について「正名論」、「新論」、「告志篇」、「入臣去就説」は、尾藤正英等編著『水戸学』(岩波書店一九七三年)に拠る。「丁卯封事」、「丁巳封事」、「勸農或問」、「上総裁」、「長久保赤水宛書状」、「與小宮山君」は、菊池謙次郎編著の『函谷全集』(吉田彌平一九八五年)に拠る。『洋林好音』は、瀬谷義彦著の『會澤正志齋』(文教書院一九四二年)、『読葛花』は、関儀一郎編『日本儒林叢書』(鳳出版一九七八年)、『弘道館述義』、『常陸帯』、『壬辰封事』は、菊池謙次郎編著『新定東湖全集』(国書刊行会一九九八年)に拠る。

(8) 徳川斉昭(一八〇〇年～一八六〇年)は第九代水戸藩主。第七代藩主治紀の三男。名は敬三郎、号に景山、諡は烈公。文政十二年(一八一九)に藩主となり、東湖ら後期水戸学者を登用し藩政改革を行う。尊王攘夷の実行を求め運動し、一時、幕府の海防参与になるも、日米通商条約無断違勅調印を巡り、憤り、水戸での永蟄居となる。

(9) 將軍家からの養子とは、十二代將軍徳川家斉の子、清水恒之丞を指す。

(10) 『水戸市史』中巻(三)で「いかに斉昭が改革に意欲的であっても、中下層の多い改革派を、重職につけるわけにいかなかったのは当然である。」とあるように、斉昭は執政には「譜代」からしか用い
なかつた。

(たけいし・とものり) 筑波大学大学院一貫性博士課程

人文社会科学研究所哲学・思想専攻